

# 医療情報取得加算に係る 院内掲示について

当診療所ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

## ■医療情報取得加算

初診時 1点

再診時 1点（3ヶ月に1回に限り）

※マイナンバー利用の有無に関わらず加算となります

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願いいたします。